

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																	
呉竹鍼灸柔整専門学校		平成14年1月11日		村上 哲二		〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-7-24 (電話) 045-471-3731																	
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																	
学校法人 呉竹学園		昭和31年10月17日		坂本 歩		〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町16-12 (電話) 03-3341-4043																	
分野	認定課程名	認定学科名		専門士	高度専門士																		
医療	医療専門課程	鍼灸マッサージ科 午前コース		文部科学省告示第14号	-																		
学科の目的	学校教育法及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の規程に基づき、あん摩マッサージ指圧、はり、きゆうに関する専門的知識及び技術を修得させ、職業若しくは実生活に必要な能力の育成と教養の向上を図るとともに、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に求められる、より実践的かつ専門的な能力を育成するため、関連企業、関係施設、業界団体等の企業等と密接に連携しながら、組織的かつ主体的に専攻分野における実務の知識、技術、技能等を教授することにより、職業教育の水準の維持向上を図り、もって生涯学習の振興に資することを目的とする。																						
認定年月日	平成26年3月31日																						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																
3年	昼間	2838時間	1866時間	-	180時間	-	792時間																
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																	
90人		87人	0人	12人	19人	31人																	
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 学科・実技試験の成績(100点満点換算で60点以上を合格)及び出欠席の状況を基に、教務会にて学業成績の評価を行う。																		
長期休み	■学年始め:- ■夏季:8月1日から8月25日まで ■冬季:12月26日から翌年1月5日まで ■学年末:3月25日から3月31日まで			卒業・進級条件	(卒業要件): 実技を含めた各科目の年間成績評価が60点以上の者で、実技認定試験及び卒業試験に合格し、所定の学費を納入した者。 (進級要件): 実技を含めた各科目の年間成績評価が60点以上の者で、進級試験に合格し、所定の学費を納入した者。																		
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 欠席率が20%を超えた者は、担任が指導注意を行う。引き続き欠席した場合は文書により通知し、場合によっては保証人と三者面談を行うことにより欠席への対策を図っている。			課外活動	■課外活動の種類 ・呉竹医学会学術大会 ・学園祭 ・東洋療法学校協会学術大会 ■サークル活動: 有																		
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(平成31年度卒業生) 訪問マッサージ、鍼灸治療院、接骨院、病院・医院、独立開業等 ■就職指導内容 求人システムの活用、キャリアガイダンス及び就職相談会の実施等を通じて、学生の就職活動の支援を行っている。 ■卒業生数: 28 人 ■就職希望者数: 22 人 ■就職者数: 21 人 ■就職率: 95.4 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 75.0 % ■その他 ・進学者:2人 ・その他:5人 (平成 31 年度卒業生に関する令和2年5月1日 時点の情報)			主な学修成果(資格・検定等)※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和元年度卒業生に関する令和2年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あん摩マッサージ指圧師</td> <td>②</td> <td>28人</td> <td>28人</td> </tr> <tr> <td>はり師</td> <td>②</td> <td>28人</td> <td>28人</td> </tr> <tr> <td>きゆう師</td> <td>②</td> <td>28人</td> <td>26人</td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例) 認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	あん摩マッサージ指圧師	②	28人	28人	はり師	②	28人	28人	きゆう師	②	28人	26人
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																				
あん摩マッサージ指圧師	②	28人	28人																				
はり師	②	28人	28人																				
きゆう師	②	28人	26人																				
中途退学の現状	■中途退学者 3名 令和元年4月1日時点において、在学者88名(令和元年4月1日入学者を含む) 令和2年3月31日時点において、在学者85名(令和2年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の原因 経済的事情、学業成績不振、家庭の事情 ■中退防止・中退者支援のための取組 ・成績不良者を早期に発見し対策するための中間試験の実施。 ・各科目の補習、補講の実施。・悩みや状況把握のための個人面談、三者面談の実施。 ・モチベーションの維持向上を図るため、1年次から臨床見学とキャリアガイダンスを実施。			中退率	3.4 %																		
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 特待生制度、経済的要支援者減免制度、校友会推薦制度、学内進学奨学制度、卒業生奨学制度 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象																						
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無																						

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

専攻分野(医療)に関する業界のニーズ、人材の動向、最新の専門知識・技術等を把握するため、施術所、医療機関、介護福祉施設、職能団体及び学術団体等(以下、企業等という。)の役職者及び有識者で構成される教育課程編成委員会を設置し、企業等の高い見識、専門性を活かして、実践的かつ専門的な職業教育を推進するため、企業等と連携して教育課程の編成、授業科目の開発、授業内容の改善・工夫・評価等を行うことを基本方針とする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

教育課程編成委員会は、「学校法人呉竹学園教育課程編成委員会規則」及び「呉竹鍼灸柔整専門学校教育課程編成委員会実施要綱」の規定に基づき運営されている。教育課程編成委員会は、年2回以上開催することとし、校長が招集する。教育課程編成委員会では、作業部会(教育課程編成会議)での検討事項や教育課程の編成に関する事項について審議するほか、企業等の要請、意見、助言等に基づいて教育実施計画書及び事業計画を策定し、所定の決裁を受ける。年度末には教育課程における学修成果等を作業部会にて検証し、その結果を教育課程編成委員会に報告したうえで、評価を受ける。評価結果については次年度にフィードバックすることで、教育課程編成における一連のPDCAを実現している。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和2年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
大淵 真	一般社団法人 神奈川県鍼灸マッサージ師会 副会長	令和2年4月～令和3年3月	①
秦 宗広	公益社団法人 神奈川県鍼灸師会 副会長	令和2年4月～令和3年3月	①
川名 和明	呉竹鍼灸柔整専門学校 呉竹会 会長 川名治療室 院長	令和2年4月～令和3年3月	③
金城 岳大	株式会社リライフ みどりの風 代表	令和2年4月～令和3年3月	③
戸畑 智秋	ちあき接骨院・ちあき鍼灸マッサージ院	令和2年4月～令和3年3月	③
佐久間 裕之	常楽鍼灸整体院 院長	令和2年4月～令和3年3月	③
阿久津 弘宜	なおしや はり灸整骨院 院長	令和2年4月～令和3年3月	③
木ノ内 秀効	田子浦鍼灸接骨院 院長	令和2年4月～令和3年3月	③
鈴木 昌子	すずき整骨院 院長	令和2年4月～令和3年3月	③
村上 哲二	呉竹鍼灸柔整専門学校 校長		
稲葉 崇	鍼灸マッサージ科・鍼灸科 科長		
森本 善之	鍼灸マッサージ科・鍼灸科 科長補佐		
永吉 浩文	鍼灸マッサージ科・鍼灸科 附属施術所所長		
津金 達也	呉竹鍼灸柔整専門学校 事務長		

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

年2回以上(7月・2月)

(開催日時)

第1回 令和元年7月17日 16:35 ~ 17:05

第2回 令和元年12月18日 16:35 ~ 17:05

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

- ①医療事故防止のためのリスクマネジメントについて
施術や在宅マッサージにおける事故事例及び対応方法等、患者対応、療養費の取り扱い、患者及び従業員へのハラスメント等について、危機管理の体制や従業員教育等についてヒアリングを行い共有化を図るとともに、リスクマップの策定及び学生指導に役立てることとした。
- ②現場において今後必要となる知識・技術の提供について
介護の知識や技術の提供、患者様との会話や態度に関する教育、医療面接における疾患等の鑑別能力の習得、保険の取り扱い、スポーツや美容・介護など多方面で役立てられる知識・技能の提供等について、現場のニーズを踏まえて授業計画(シラバス)に反映させることとした。
- ③学生の主体的な学習支援について
学生の積極的な学習参加を促進するため、ディスカッション形式やグループワーク、对患者を想定したロールプレイング等を導入した授業を導入することとした。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業等から派遣された経験豊富な講師を起用し、日常の臨床経験を活かした実践的且つ専門的な実技実習を行うことを基本方針とする。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

協定を締結した企業等で活躍する現場の施術者であって且つ教員資格を有する者を講師として招き、授業計画に基づいて臨床経験を活かした実践的な授業を行うとともに、各学期毎に試験による成績評価を行うことで学修成果を把握し、その結果をもとに必要に応じて補講等を行うなど技術修得のサポートを行っている。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
あん摩マッサージ指圧実習-1	あん摩・マッサージ・指圧の各手技の施術技能の修得。	ウエルネスかとう治療室
あん摩マッサージ指圧実習-2	あん摩・マッサージ・指圧の各手技の施術技能の修得。	川崎幸はりきゅう院
はり・きゅう実習-2	はり・きゅうの治療技術の修得。	三宝ホリスティックガーデン

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

「学校法人呉竹学園研修規程」において、①学校は、教職員の専門性の向上と人材育成を目的として計画的に研修を受講させるほか、教職員が自己啓発により自ら学ぶことを奨励する。②学校は、教職員に対し常に関連分野における先端的知識を得られる環境を与え、資質の向上を図り、もって教育目標の実現に努める。③学校は、研修や自己研鑽による教職員のスキルアップを評価し、考課を行う。ことを基本方針として規定している。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名	連携企業等	研修期間	対象	目的・内容等
全日本鍼灸学会学術大会	(公社)全日本鍼灸学会	令和元年5月11日～12日	専任教員	医療機関、大学、関係団体等に所属する著名な識者による講演やパネルディスカッション等を通して、鍼灸医学に関する知見を深める。(大会テーマ:「女性のミカタ」、内容:「女性医療と鍼灸の可能性」、「女性の半生と月経」、「女性の診かた」、「女性の睡眠医療」等)
呉竹医学会学術大会	医療機関・大学・施術所等	令和元年10月18日	専任教員 卒業生 在校生	医療機関、大学、施術所等の関連施設で勤務する著名な臨床家や研究者を講師として招聘し、専攻分野を含む医学全般に渡って最新の知見を獲得する。(内容:「解剖学を学ぶ意義」、「セラピストに必要な腰痛の鑑別と対応について」、「腰部の医用画像」、「アスリートを支える4つのプロスキル」、「腰痛の病態把握と鍼灸治療」、「高齢者の足腰の強化」等)
神奈川歯科大学解剖見学実習	神奈川歯科大学	令和元年7月8日 令和元年7月16日	専任教員 在校生	人体解剖見学実習及び資料館見学を通して、人体の構造に対する理解を深めるとともに、生命の尊厳を理解する。
卒後臨床講習会	医療機関・施術所等	通年	専任教員 卒業生	臨床で活躍する施術者を講師として招聘し、実践的且つ専門的な知識・技術を修得することで、臨床力の向上を図る。(内容:「トリガーポイント鍼療法」、「不妊鍼灸の臨床」、「基本的な姿勢評価と運動連鎖の理解」、「新しいスポーツマッサージ」)

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名	連携企業等	研修期間	対象	目的・内容等
東洋療法学校協会教員研修会	(公社)東洋療法学校協会	令和元年8月6日～7日	専任教員	あはき教育における教員の教授力向上、教育方法・学生指導方法の改善及び教員の資質向上等を図る。(テーマ:「良き施術者を育てるために」、「ベップトーク・やる気を引き出す魔法の言葉」、「統合医療と地域活性」、「模擬試験の作問について」、「新カリキュラムを踏まえた臨床実習の現状と今後」、「省察の実践家としてのプロフェッショナルを育てる」)

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名	連携企業等	研修期間	対象	目的・内容等
全日本鍼灸学会学術大会	(公社)全日本鍼灸学会	令和2年9月11日～13日 ※新型コロナウイルスのため中止	専任教員	医療機関、大学、関係団体等に所属する著名な識者による講演やパネルディスカッション等を通して、鍼灸医学に関する知見を深める。
呉竹医学会学術大会	医療機関・大学・施術所等	令和2年10月16日 ※新型コロナウイルスのため中止	専任教員 卒業生 在校生	医療機関、大学、施術所等の関連施設で勤務する著名な臨床家や研究者を講師として招聘し、専攻分野を含む医学全般に渡って最新の知見を獲得する。
神奈川歯科大学解剖見学実習	神奈川歯科大学	令和2年7月 ※新型コロナウイルスのため未定	専任教員 在校生	人体解剖見学実習及び資料館見学を通して、人体の構造に対する理解を深めるとともに、生命の尊厳を理解する。
卒後臨床講習会	医療機関・施術所等	通年 ※新型コロナウイルスのため未定	専任教員 卒業生	臨床で活躍する施術者を講師として招聘し、実践的且つ専門的な知識・技術を修得することで、臨床力の向上を図る。

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名	連携企業等	研修期間	対象	目的・内容等
東洋療法学校協会 教員研修会	(公社)東洋療法学校協会	令和2年8月27日～28日 ※新型コロナウイルスのため中止	専任教員	あはき教育における教員の教授力向上、教育方法・学生指導方法の改善及び教員の資質向上等を図る。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

専修学校における学校評価ガイドラインに基づき、学校が自ら行う自己点検・自己評価の結果に対して、外部の学校関係者の意見や評価を柔軟に取り入れ、教育活動の改善を図るとともに、自己点検・自己評価の客観性・透明性を確保し、適正且つ健全な学校運営を維持することを基本方針とする。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	①理念・目的・育成人材像は定められているか。 ②学校における職業教育の特色は何か。 ③社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱えているか。 ④理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが生徒・保護者等に周知されているかどうか。 ⑤各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向付けられているか。
(2)学校運営	①目的等に沿った運営方針が策定されているか ②運営方針に沿った事業計画が策定されているか。 ③運営組織や意志決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか。 ④人事、給与に関する制度は整備されているか ⑤教務、財務等の組織整備など意志決定システムは整備されているか。 ⑥業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制は整備されているか。 ⑦情報システム化による業務の効率化が図られているか。
(3)教育活動	①教育理念に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか。 ②教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育達成レベルや学習時間の確保は明確にされているか。 ③学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか。 ④実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫、開発などが実施されているか。 ⑤関連分野の企業・関連施設等、業界団体等のニーズを踏まえた教育活動がされているか。 ⑥・関連分野における実践的な職業教育(医療機関との連携によるインターンシップ、実技、実習等)が体系的に位置づけられているか。 ⑦授業評価の実施・評価体制はあるか。 ⑧学生の研究に対する支援体制はあるか。 ⑨職業に関する外部関係者からの評価を取り入れているか。 ⑩成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。 ⑪資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか。 ⑫人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか。 ⑬関連分野における業界との連携において優れた教員(本務・業務含め)の提供先を確保するなどマネジメントが行われているか ⑭関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取組みが行われているか。 ⑮職員の能力開発のための研修等が行われているか。
(4)学修成果	①就職率の向上が図られているか。 ②資格取得率の向上が図られているか。 ③退学率の低減が図られているか。 ④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。 ⑤卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか。
(5)学生支援	①進路・就職に関する支援体制は整備されているか。 ②学生相談に関する体制は整備されているか。 ③学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。 ④学生の健康管理を担う組織体制はあるか。 ⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか。 ⑥学生の生活環境への支援は行われているか。 ⑦保護者と適切に連携しているか。 ⑧卒業生への支援体制はあるか ⑨社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか。 ⑩高校・高等専修学校との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか。 ⑪国家試験不合格者に対する支援体制はあるか。
(6)教育環境	①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。 ②・学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか。 ③防災に対する体制は整備されているか。
(7)学生の受入れ募集	①学生募集活動は、適正に行われているか。 ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。 ③学納金は妥当なものとなっているか。
(8)財務	①中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか。 ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 ③財務について会計監査が適正に行われているか。 ④財務情報公開の体制整備はできているか。
(9)法令等の遵守	①法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 ②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。 ③自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。 ④自己評価結果を公開しているか。

(10)社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか。 ②生徒のボランティア活動を奨励、支援しているか。 ③地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等)の受託等を積極的に実施しているか。 ④地域との連携・交流をしているか。
(11)国際交流	該当なし

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

①リスク管理について、各現場で実践している取り組み等について情報を共有するとともに、様々なシチュエーションで最悪の事態を想定した危機管理体制を構築するために、現場でのリスク予知研修やケーススタディー実習の実施等について検討することとした。
②ハラスメントの防止について、日頃から他者を尊重した発言や言動を意識することが大切であることから、对学生、対教職員、对患者など日常場面で起こりうる事案などを想定した定期的な研修を計画することとした。
③知識や技術に加え、仕事や業務の社会経験を積ませることにより人間的な成長を促すことも求められることから、外部臨床実習に加えて、インターンシップや治療院でのアルバイトなどを通じて、患者対応や経営を学ぶ枠組みを提示していくこととした。
④学生募集について、高校生はSNSだけでなく動画を視聴する習慣がついているとの報告を受け、YouTubeを活用した学校PR動画を配信することとした。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和2年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
齋藤 武久	公益社団法人 神奈川県柔道整復師会 会長	令和2年4月～令和3年3月	企業等委員
大淵 真	一般社団法人 神奈川県鍼灸マッサージ師会 副会長	令和2年4月～令和3年3月	企業等委員
秦 宗広	公益社団法人 神奈川県鍼灸師会 副会長	令和2年4月～令和3年3月	企業等委員
川名 和明	呉竹鍼灸柔整専門学校 呉竹会 会長 川名治療室 院長	令和2年4月～令和3年3月	企業等委員 卒業生
金城 岳大	株式会社リライフ みどりの風 代表	令和2年4月～令和3年3月	企業等委員 卒業生
佐久間 裕之	常楽鍼灸整体院 院長	令和2年4月～令和3年3月	企業等委員 卒業生
戸畑 智秋	ちあき接骨院・ちあき鍼灸マッサージ院 院長	令和2年4月～令和3年3月	企業等委員 卒業生
阿久津 弘宜	なおしや はり灸整骨院 院長	令和2年4月～令和3年3月	企業等委員 卒業生
木ノ内 秀効	田子浦鍼灸接骨院 院長	令和2年4月～令和3年3月	企業等委員 卒業生
鈴木 昌子	すずき整骨院 院長	令和2年4月～令和3年3月	企業等委員 保護者
岩井 美弥子	呉竹鍼灸柔整専門学校 呉竹会 副会長	令和2年4月～令和3年3月	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ 毎年7月頃)

URL: <http://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/selfcheck/>

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

専門学校における情報提供等への取組に関するガイドラインに基づき、学校の教育活動・運営等に関するさまざまな情報を広く提供することにより、企業等の学校関係者に対して本校の取り組み状況等の周知を図るとともに、評価や助言等を得やすい環境を整備し、以て教育活動の改善及び社会的地位向上に資することを基本方針とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校概要、設置目的、教育理念、運営方針、校長名、所在地、連絡先、沿革等
(2)各学科等の教育	各科の概要(定員・修業年限等)、カリキュラム、シラバス、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー、取得資格率、卒業者数、就職率等
(3)教職員	教職員数、教員プロフィール等
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育の取組及び実施報告、就職支援等
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事、課外活動等
(6)学生の生活支援	指定学生寮、健康管理、学生相談等
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金、奨学金・教育ローン、学校独自の奨学金、経済的支援措置等
(8)学校の財務	事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、監査報告書
(9)学校評価	自己点検自己評価及び学校関係者評価の結果
(10)国際連携の状況	上海中医薬大学学術交流
(11)その他	職業実践専門課程の基本情報

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

URL: <http://www.kuretake-yokohama.ac.jp/about/selfcheck/>

授業科目等の概要

(医療専門課程・鍼灸マッサージ科) 令和2年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実験・実習・実技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
	○		総合基礎Ⅰ	科学的・理論的思考力を育てると同時に、人間性を高め、自主的な判断力を培い、生命倫理や人権とその尊厳について理解を深め、国際化・情報化社会に対応できる能力を養う。また施術者としてのコミュニケーション能力を高める。	1前	120	8	○			○		○		
	○		総合基礎Ⅱ	科学的・理論的思考力を育てると同時に、人間性を高め、自主的な判断力を培い、生命倫理や人権とその尊厳について理解を深め、国際化・情報化社会に対応できる能力を養う。また施術者としてのコミュニケーション能力を高める。	2前	90	6	○			○		○		
○			人体構造機能学Ⅰ-1	解剖学 人体の構造について学習する。	1通	72	4	○			○		○		
○			人体構造機能学Ⅰ-2	解剖学 人体の構造と運動について学習する。	2通	72	4	○			○		○	○	
○			人体構造機能学Ⅱ-1	生理学 人体の機能について学習する。	1通	72	4	○			○		○		
○			人体構造機能学Ⅱ-2	生理学 人体の機能について学習する。	2通	72	4	○			○		○	○	
○			疾病・傷害の診断と治療学Ⅰ	臨床医学総論 臨床医学の基礎となる診察から治療までの過程に必要な医学的知識や診断技術を学習する。	1後	36	2	○			○		○		
○			疾病・傷害の診断と治療学Ⅱ-1	臨床医学各論 臨床各科における疾病・疾患について学ぶ。	1後	36	2	○			○		○		
○			疾病・傷害の診断と治療学Ⅱ-2	臨床医学各論 臨床各科における疾病・疾患について学ぶ。	2通	72	4	○			○		○		
○			疾病・傷害の診断と治療学Ⅲ	衛生学・公衆衛生学 疾病の予防、健康の維持増進を図るための自然科学的、社会科学的原理を理解する。また社会保障制度を学習する。	1後	36	2	○			○		○		
○			疾病・傷害の診断と治療学Ⅳ	リハビリテーション医学 リハビリテーションを理解するための運動学の基礎、身体各部の機能を学ぶ。	2後	36	2	○			○		○		

○		疾病・傷害の診断と治療学Ⅴ	病理学 疾病の原因や病変の成り立ち、臓器・組織の形態的变化、機能的傷害など、疾病の本態を理解する。	2前	36	2	○			○	○						
○		保健と医療Ⅰ	医療入門 医の倫理を含めた職業倫理など医療人としての基礎を学習する。	1前	36	2	○			○	○						
○		保健と医療Ⅱ	関係法規・医療概論 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関する法律上の規程や社会保障制度について学ぶ。	3前	36	2	○			○	○						
○		基礎東洋医学Ⅰ	東洋医学概論 東洋医学の起源、理論、疾病観を学ぶ。	1通	72	4	○			○	○	○					
○		基礎東洋医学Ⅱ	経絡経穴概論 経絡・経穴の基礎について学習する。	1通	72	4	○			○	○	○					
○		基礎東洋医学Ⅲ	あん摩マッサージ指圧、はりきゆう理論 あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゆうの意義、手技、生体に及ぼす作用等を学習する。	2後	36	2	○			○	○						
○		基礎東洋医学Ⅳ	東洋医学臨床論 東洋医学、西洋医学の各観点から、病態・病症に応じた適切な診察、治療方法を学ぶ。	2後	36	2	○			○	○	○					
○		臨床東洋医学Ⅰ	東洋医学概論 東洋医学の診断論、治療論を学ぶ。	2前	36	2	○			○	○	○					
○		臨床東洋医学Ⅱ	経絡経穴概論 経脈の流注・経穴の取穴法について学習する。	2後	36	2	○			○	○	○					
○		臨床東洋医学Ⅲ	あはき理論総合・衛生管理 あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゆうの生体に及ぼす作用や健康の維持増進を図るための方策を学ぶ。	3通	72	4	○			○	○						
○		臨床東洋医学Ⅳ	東洋医学臨床論 東洋医学、西洋医学の両面から生態観察を行い、病態生理を理解した上であはきが適応する疾患について学ぶ。	3通	72	4	○			○	○	○					
○		臨床東洋医学Ⅴ	あはき生理学 あん摩マッサージ指圧、はり、きゆうが人体の生理的な機能に及ぼす作用について学習する。	3通	72	4	○			○	○						
○		臨床東洋医学Ⅵ	あはきリハビリテーション医学・病理学 あん摩マッサージ指圧、はり、きゆうが人体の機能に及ぼす作用について学び、疾病の本態を理解する。	3通	72	4	○			○	○						
○		東洋医学と社会学Ⅰ	東洋医学特論 東洋医学概論と経絡経穴概論を結びつけ、東洋医学を多角的に学ぶ。	2前	36	2	○			○	○						

○		東洋医学と社会学Ⅱ	社会ニーズ学 多様化する社会ニーズとあん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうの東洋医学が生かせる分野を学習する。	2 後	36	2	○			○		○					
○		あん摩マッ サージ指圧実 技－1	あん摩・マッサージ・指圧の基本的な手技 や施術技能を身に付ける。	1 通	216	6				○	○		○	○	○		
○		あん摩マッ サージ指圧実 技－2	あん摩・マッサージ・指圧の応用的な手技 や施術技能を身に付ける。	2 通	144	4				○	○		○	○	○		
○		はり・きゅう 実習－1	はり・きゅうの基本的な施術技能を身に付 ける。	1 通	144	4				○	○		○	○			
○		はり・きゅう 実習－2	はり・きゅうの応用的な施術技能を身に付 ける。	2 通	144	4				○	○		○	○	○		
○		はり・きゅう 実習－3	はり・きゅうの臨床に対応した技能（生体 観察含む）があるのかを確認し、施術技能 を身に付ける。	3 通	144	4				○	○		○	○			
○		臨床実習Ⅰ	施術所における基本的な業務を体験し、医 療人としての基礎を身につける。また鍼灸 施術を見学し、一連の流れを知る。	1 通	45	1				○	○	○	○				
○		臨床実習Ⅱ	医療面接、徒手検査、施術補助、カルテ記 載などを実施する。	2 通	90	1				○	○	○	○				
○		臨床実習Ⅲ	医療面接、徒手検査、施術などを患者に行 う。	3 通	45	1				○	○		○				
○		東洋医学総合 講座Ⅰ－1	あはきに関連する解剖学を学習する。	3 通	72	4	○							○			
○		東洋医学総合 講座Ⅰ－2	あはきに関連する病態生理（臨床医学各論 を含む）学習する。	3 通	72	4	○							○			
○		東洋医学総合 講座Ⅰ－3	あはきに関連する臨床医学総論を学習す る。	3 通	72	4	○							○			
○		東洋医学総合 講座Ⅰ－4	あはきに関連する関係法規や医療概論を学 習する。	3 後	36	2	○							○			
○		東洋医学総合 講座Ⅱ－1	あはきの歴史を含め、東洋医学概論を学習 する。	3 通	72	4	○							○			

○		東洋医学総合講座Ⅱ-2	あはきの臨床に対応した経絡経穴概論を学習する。	3通	72	4	○						○		
合計			40	科目	2838単位時間(132単位)							
卒業要件及び履修方法												授業期間等			
(卒業要件) 実技を含めた各科目の年間成績評価が60点以上の者で、実技認定試験及び卒業試験に合格し、所定の学費を納入した者。 (履修方法) 各学年毎に定められた必要な授業科目(単位)をすべて履修しなければならない。ただし、基礎分野の科目については、既に大学等において基礎分野の科目に相当する科目を履修している場合は、当該科目の履修を免除することができる。												1学年の学期区分		2期	
												各期の授業期間		18週	

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。